

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>		特定健康診査・保健指導に必要な経費		担当部局庁	保険局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度		平成20年度		担当課室	総務課医療費適正化対策推進室		室長 鈴木 建一	
会計区分		一般会計		施策名	IV-2-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図る			
根拠法令 (具体的な条項も記載)		国民健康保険法第72条の5及び第74条、健康保険法第154条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条		関係する計画、通知等	全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画(高齢者の医療の確保に関する法律第8条及び第9条)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、中長期的な観点から医療費の適正化を総合的・計画的に推進するため、国及び都道府県は医療費適正化計画を定め、国民の健康増進に関する施策を推進することとされている。 このため、特定健康診査・特定保健指導の実施を通じた生活習慣病対策を推進していくこととしている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)		高齢者の医療の確保に関する法律に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する経費の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。 ○特定健康診査・保健指導負担(補助)金 実施主体:保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、市町村) 補助率:1/3(市町村)、定額(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合)						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		予算の状況	当初予算	44,808	29,305	24,498	25,541	25,697
			補正予算	△ 24,859	△ 6,811	△ 2,482		
			繰越し等					
		計	19,949	22,494	22,016	25,541	25,697	
		執行額	18,906	21,864	21,481			
執行率(%)	94.8%	97.2%	97.6%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
		メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の人数を平成20年度と比べて10%以上減少する。		成果実績	人	5,757,451	5,963,011	11月末提出期限
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
		平成24年度までの実施率の目標値 特定健康診査実施率 70%		活動実績 (当初見込み)	%	41.3% ( - )	43.3% ( - )	11月末提出期限 ( - )
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
		平成24年度までの実施率の目標値 特定保健指導実施率 45%		活動実績 (当初見込み)	%	12.3% ( - )	13.7% ( - )	11月末提出期限 ( - )
単位当たりコスト		1,724(円/人)		算出根拠	執行額 21,481百万円 特定健診 11,240,284人 保健指導 1,218,858人 執行額÷(特定健診+保健指導)=単位当たりコスト			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	補助金	8,111	7,617	受診率の向上による金額の増				
	負担金	17,430	18,079					
計	25,541	25,697						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	医療政策の推進・実現のために優先度の高い事業であり、国民のニーズがある。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	健診事業の実施主体である保険者に対して、国が各法に基づき特定健診等に要する経費の負担(補助)を行うものである。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	各保険者と各健診機関との契約状況から健診に係る費用を算定している。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	各法に基づき保険者に対する負担(補助)率を1/3負担(定額補助1/3相当)に設定している。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の被保険者等に対する特定健康診査等に直接的に関わる費用に限定している。
	△	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	成果実績は目標値を下回っているが、毎年向上している。
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	活動実績は目標値を下回っているが、毎年向上している。
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	特定健康診査・保健指導負担(補助)金において、40歳から75歳未満を対象とし、後期高齢者医療制度事業において75歳以上を対象として実施している。
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名 後期高齢者医療制度事業 保険局高齢者医療課・厚生労働省	
—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	平成24年度の予算においては、平成22年度における特定健康診査等の実施状況及び平成22、23年度予算の執行状況を踏まえた実施率等の見直しを行い、予算の適正化を図っている。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当である。なお、提言型政策仕分けの結果を踏まえ、引き続き適正な執行に努めるべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	厚生労働省版「提言型政策仕分け」を受け、健診等の効果について引き続き検証を進めつつ、健診等の受診率向上に向けた財政支		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年第3回、第4回)			
【テーマ】様々な主体が行っている国民の健康づくりに資する取組みの一体的・効率的推進			
【提言(取りまとめ)】 (総論) 高齢化の進展や医療の高度化による医療費の上昇を抑えながら国民の健康維持を図るためには、まずは国民一人ひとりが意識を高め、自ら生活習慣を振り返って積極的に健康づくりに取り組むことが欠かせない。セルフケアと健診医療とは両輪であることをふまえ、健診の費用対効果、受診のモチベーション喚起、データの効率的活用などの視点を強めて果敢に取り組んでいただきたい。			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	288	平成23年行政事業レビュー	262

※平成23年度実績を記入

厚生労働省  
予算:22,016百万円(平成23年度)

保険者が実施する特定健康診査等に要する経費の一部を補助し、円滑な実施を支援。

↓

【負担・補助】

A. 保険者  
執行:21,481百万円(平成23年度)

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳の加入者に対し特定健康診査等を実施。

↓

【委託】

委託先(医療機関等)  
特定健診等の実施

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

A.全国健康保険協会			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
外部委託	医療機関等 特定健診等の実施に係る委託料	2,069			
計		2,069	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者について  
 記載する。費目と使途の双方  
 で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	2,069		
2	名古屋市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	341		
3	横浜市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	267		
4	エヌ・ティ・ティ健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	184		
5	大阪市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	181		
6	神戸市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	148		
7	仙台市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	147		
8	熊本市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	142		
9	日立製作所健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	109		
10	千葉市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	108		